

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

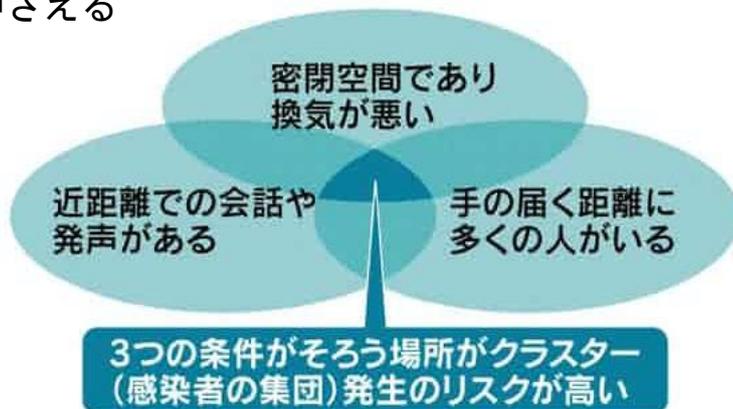
重点的に取り組むこと

◎飛沫感染・接触感染のリスクを押さえる

- ・ 感染予防の行動の実行
- ・ 学校生活での3密の徹底回避

◎家庭との連携

- ◎「新しい生活様式」に基づいた行動を児童に身に付けさせる。



1 学校における具体的な取組 (要約)

(1) 登校時の対応

- ① マスクを着用していない場合、マスクの有無を確認し無い場合は職員室で受け取る。
- ② 検温を忘れた児童は、職員室で検温後に教室へ向かうよう指導する。
- ③ 健康チェックカードは担任に提出し、担任はカードにチェックを入れる。
※37.5℃以上の発熱や、かぜの症状(咳、のどの痛み、だるさ、息苦しい、頭痛、腹痛)等の体調不良がある場合は、養護教諭と相談し教頭に報告する。担任が保護者にお迎えを依頼し早退させる。

(2) 登校後の手洗い

- ① 昇降口にはとどまらず、手洗いの後、速やかに教室へ行くよう指導する。
- ② 学年の手洗い場で石けんでの手洗いをする。(掲示物を作成し、手洗いを奨励する。)

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

出典：首相官邸HP

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのばすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗いします。
- 手首も忘れずに洗います。

- ③ ハンカチは共用させない。(毎日3枚程度のハンカチを準備させる。)

- ④ 手洗い後に教室に入り、通常の学習準備等を行う。その後、校庭で遊んだ後も同様に手洗いをする。
- ⑤ 手指の消毒について、家庭の判断で個人持ちの消毒液や消毒シートの持ち込みの希望がある場合は可とするが、本人のみの使用とする。

(3) マスクの着用

- ① 学校生活では、近距離での会話や発声等が必要となる場面も生じることから、飛沫を飛ばさないように常時マスクの着用と予備の持参を呼びかける。
- ② 忘れた児童やマスクがない児童には予備の児童用マスクを配付するが、限りがあるので、手作りマスク等の準備を家庭に依頼する。
- ③ 登下校時や休み時間についてもマスクは着用させる。ただし、体育の時間中や給食での喫食中、また、熱中症など健康被害が発生する可能性が高い場合については、マスクを外し、換気や間隔確保の配慮を行う。マスクを着用しない場合、十分な対人間隔や対面での会話は控えるように指導する。
- ④ マスクの着用により皮膚疾患等の悪化が認められる場合、学校との確認により、フェイスシールドの着用を認めるが、マスクのような効果は得られない事（フェイスシールドは外からの飛沫を遮るもの）を認識しておく。
- ⑤ マスクの取扱いについて
マスクを外す際にはゴムやひもをつまんで外し、なるべくマスクの表面に触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つ。

(4) 授業中

- ① 児童の健康状態の把握
授業中においても児童の様子を注意深く観察し、体調の変化に気を配る。
- ② 授業中のマスク着用
マスクを着用が原則となる。教職員も原則マスクを着用する。
- ③ 密集の回避（児童同士の距離の確保）
教室では可能な限り児童間の距離をとる。学年集会等、児童が密集する授業は当面行わず、必要な場合は体育館や広い空間の確保、校庭等で行うようにする。（3密回避）
- ④ 密閉の回避（換気の徹底）
常時窓を開け、廊下や多目的室等の窓を開けて換気を行う。
- ⑤ 密接の回避（児童同士の接触、間接的接触の回避）
 - ・他者との接触は可能な限り避ける。特に授業時間以外での児童同士近接してのコミュニケーションを避けるように指導する。
 - ・自分の目・鼻・口を触らないように、また、必要なしにもものに触らないことを指導する。
 - ・共用物（ボールや遊具、楽器、タブレット等）を使用する場合は、手洗いを徹底する。
- ⑥ 図書室の利用
授業時間での利用では、グループ等交代で入室するなど、全員が一度に利用することを避け、利用割り当てを確認して利用する。
- ⑦ 体育館の利用
常時扉や窓を開けて換気を行って利用し、備品や器具の利用後の手洗い指導を行う。
- ⑧ 体育の学習
 - ・可能な限り屋外で実施する。児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は、当面行わない。集合や整列の際にも、児童間の距離に配慮する。
 - ・ボールや遊具の使用後の手洗いは特に徹底する。
- ⑨ 音楽の学習
歌唱指導、鍵盤ハーモニカ、リコーダーを使用した活動は、当面行わない。
- ⑩ 家庭科の学習
 - ・調理実習は、当面実施しない。
- ⑪ 外国語・外国語活動
 - ・従来通りできる活動と控えた方がよい活動を、吟味して行う。

(5) 休み時間（全ての休み時間）⇒手洗い・うがい・マスク着用・換気の徹底

- ① 学級や学年で感染防止（接触なし・密集なし・飛沫感染防止）を踏まえた「遊びのルール」を確認する。
- ② 校庭での遊びを推奨する。校庭の遊具は一部使用可とする。一輪車は当面使用しない。また、放課後の自由遊びは許可しない。
- ③ 縄跳びや、かけっこ等の遊びを工夫して取り組むよう指導する。

(6) 給食の時間

- ① 給食の配膳・片付け時の留意点
 - ・各自机の上にランチョンマット等をしき、毎日持ち帰って洗うようにする。
 - ・給食当番は、白衣を持ち帰り、洗濯後、必ずアイロンをかけてもらう。
- ② 喫食時の留意点
 - ・「いただきます」の後でマスクをはずす。外したマスクは、ランチョンマットを入れてきた袋等にしまい、机の上に置かない。
 - ・グループを作らず、机の間隔をあけ、前を向いて静かに食べる。
 - ・下膳時もマスクを着用。下膳の後も手洗いをする。
- ③ 給食終了後
 - ・牛乳パックをグループでまとめない。ストローは牛乳パックの中に押し込め、ポリ袋(大)に入れて返却する。パンの食べ残しは、ごはん用ポリ袋に入れて返却する。

(7) 清 掃

- ① 清掃は簡単清掃として、雑巾がけやブラシでこするような清掃活動はしない。
- ② 清掃後の手洗いを徹底する。

(8) 放課後

- ① 当面、放課後は残らず下校させる。
- ② 児童下校後、教室等の消毒作業を行う。放課後の消毒作業には、スクール・サポート・スタッフをリーダーとしたPTAによる放課後消毒ボランティア（YGアマビエ隊）による消毒作業を行う。

(9) 保健室

- ① 保健室内では、けが児童と発熱等体調不良児童の居場所を分ける。体調不良の児童が複数になった場合は教頭と相談し対応する。
- ② 不安を抱え心のケアが必要な児童が保健室にきた場合には、担任と養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員と連携して対応する。

(10) 出席停止扱いについて・・・以下の場合、児童は出席停止となり欠席扱いとならない

- 感染を確認した
- 濃厚接触者に特定された
- 発熱やかぜの症状がある
- 感染の不安等で登校を控えさせたい等（学校に相談し、状況に応じて出席停止の対応）

(11) その他

医療的ケアを必要とする児童、基礎疾患がある児童については、主治医の見解を確認の上、学校と情報共有し、個別の対応を検討する。

2 家庭との連携

学校内での感染症を防ぎ児童の健康を守るには、まずは外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのために学校と家庭が連携して感染症防止に取り組むことが不可欠となる。

さらに、学校での学習や環境整備に加え、家庭においても、児童に対して、健康管理への関心を高めることや、手洗いの励行、マスクの着用、学校が示すガイドラインや「新しい生活様式」に応じた生活の習慣付けなどに取り組ませることが重要である。それにより児童は年齢に応じた感染予防の判断や行動を身に付けることができるようになる。

【家庭での取組】

- (1) 毎朝、家庭で検温・健康観察を行い、健康チェックカードへ記録し学校へ提出する。
- (2) 児童のマスクやハンカチ、ランチョンマット、マスクを置く際の清潔なビニールや布等の準備をし、感染症予防の取組を学校と協力して進める。
- (3) 発熱又は風邪の症状がある場合は無理させず欠席させる。登校後、高熱や咳など風邪症状が見られる場合は、保護者に連絡し帰宅させる措置をとることを共通理解しておく。
- (4) 「新しい生活様式」に基づいた家庭生活を心がけ、児童への習慣付けを学校と連携して行い、感染症に対する自衛意識を育てる。
- (5) 児童のみならず、家族での発熱や風邪の症状の状況にも留意し、健康チェックカードへの記載をする。
※現在の本市の状況から、不特定多数の相手との接触機会が多いほど、身近な環境から感染してしまう可能性が高まる事を踏まえ、些細な異常も見逃さないようにする。
- (6) 児童、または家族に、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、学校に連絡して情報を共有し児童の登校は控えるようにする。
※感染が疑われる場合、保健所等から連絡が入るので、その際は速やかに学校へ連絡する。
※保健所の指示に従い、学校に以下三点について知らせる。
①児童の健康状態 ②待機期間・PCR検査の実施日 ③家族の状況
- (7) 柳生小学校で感染者（児童・教職員）が出た場合、仙台市のガイドラインに沿った感染症拡大を防ぐ対応と、個人情報保護する対応について理解し、「もし、我が子や家族が感染者であったら…」ということ想像して、感染者の特定につながる言動は慎む。
※学校では感染者の特定につながる情報は一切公表しない。

3 「新しい生活様式」に基づく柳生小児童の行動様式について

(1) 児童への指導

【新しい生活様式】に基づいた行動

「新型コロナウイルス感染症の予防」指導資料を参考にする。学年ごとに継続指導する。

【新しい給食時間】

給食開始日の4時間目 2～6年生、みどりの学級対象に全校指導を行う。

【新型コロナウイルス感染症ってなあに】

給食時間中 全校児童対象に3回に分け校内放送で実施する。

【感染症予防のために】

「新しい生活様式」について、夏休みの生活指導で再度確認し、意識化を図る。

(2) 柳生小学校 子供版「新しい生活様式」

- ① 「新しい生活様式」から、児童向けに内容を見直したものを児童・家庭と共有し、感染症予防につながる生活習慣の形成を図る。
- ② 感染症から身を守る～自衛対策のために
夏休みの生活が始まる前に、別紙で配付する『柳生小学校 子供版「新しい生活様式」』を親子で再度確認し、家庭での取組を徹底する。